

# 令和6年あきる野市農業委員会 3月総会議事録

令和6年3月25日（月）午後1時30分、令和6年あきる野市農業委員会3月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

## 議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について

## 追加議案

- 第1号 農地利用最適化推進委員の辞任について

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは定刻になりましたので、ただ今から、令和6年あきる野市農業委員会3月総会を開催いたします。年度末ということで4月1日付けで人事異動がございまして、事務局も異動がございまして、また来月の総会で紹介させていただきます。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。農業委員会も新しいメンバーになってまだ1年経っていないのですが、事務局で異動があるということで、今まで本当にお世話になり、ありがとうございます。農業委員の皆さま、推進委員の皆さま、法律が随分変わったりして苦勞されていると思いますが、今後もぜひご協力をいただきまして、農業委員会がスムーズに活動できますように、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。本日の署名委員は堀江委員と本郷委員となります。よろしく申し上げます。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、橋本和夫委員から欠席の連絡がございましたので、農業委員13名、推進委員5名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。議事に先立ちまして、今回の議案について事務局から補足説明がございまして、事務局、説明願います。

(事務局) はい。皆さまのお手元に追加議案第1号という書類をお配りしてございます。本来ですと、追加議案については総会議事日程の最後に審議するのですが、今回は人事案件になりますので、こちらから先に審議させていただければと思います。順番が変更になりますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

(議長) それでは議事に入ります。追加議案第1号について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、お配りしてございます資料をご覧ください。追加議案第1号、農地利用最適化推進委員の辞任について。令和6年3月12日付で申出がされた、農地利用最適化推進委員の辞任について同意をする。令和6年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。記、辞任、農地利用最適化推進委員、松村敏郎。以上でございます。

(議長) 続きまして、事務局より経過について、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。経過についてご報告をさせていただきます。3月12日に松村委員より一身上の都合により農地利用最適化推進委員の職を辞したい、ということでご連絡がございまして、この先、職務を続けることも難しいということで、今回議案として上げさせていただいているものでございます。農地利用最適化推進委員ですが、農業委員の同意をもって辞任を決定するという形になりますので、こちらでお謀りさせていただいて、皆さまの同意をいただけましたら、3月25日付けで辞任という形になります。補足については以上でございます。

(事務局長) それで、この後なのですが、ここでまた募集をかけないといけないこともありまし

て・・・

(事務局) 5月1日の広報に募集の案内を載せまして、そこから28日間募集期間を設けることを規定されていますので、今のところ、新しく推進委員になられる方は、6月の総会から皆さまと一緒に活動されていくようなスケジュールで動いてはいます。

(事務局長) 議会の同意等はいらないので、甲野会長と堀江職務代理と委員のメンバーで選考委員を作らせていただいて、募集の中から決定をさせていただくような形になりますので、また決定次第報告をさせていただければと思います。

(議長) 何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) これは、人数の問題、やっぱり補充しなければいけないのですか？決まりとして。

(事務局長) 前回の時には残りの期間が半年ぐらだったので募集をしなかったのですが、原則は速やかに募集をするように努力をする、となっていますので、今回はまだ残り2年以上ありますので、募集をかけさせていただくことになりました。同じ東秋留地区から出ていただければ一番良いのかなと思います。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、追加議案第1号の農地利用最適化推進委員の辞任について、同意することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、辞任について同意することにいたします。続きまして、第1号議案、収受173について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和6年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・収受173 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受173について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。先日3月19日に、長濱委員と事務局と3名で現地確認をしてみました。地図は6ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現状としては草が繁茂しておりまして、多少太くなってしまった木が2本ほど生えているのですが、機械を入れるなりすれば、それなりにきれいにはなるであろうということと、ここは結構ずっと耕作放棄地みたいになっておりまして、道路の角ということもあり見通しも悪かったので、できれば誰かに使ってほしいというのもあったようなので、譲受人は●●なのですが、この方がやってくればここもきれいになるのかなということと、現状としてはそんなところなんです。それで、この●●をなさっている〇〇さんですが、この近くの土地も昨年11月に借りてやり始めていまして、そこは先日見たらきれいに耕作されておりまして、本人も今度は購入してやりたいようですので、長濱委員と一緒に見た時にも、すでに近くで畑をやっていますし、機械のある人などに頼んできれいにしてもらえれば、大分簡単には農地に戻せるんじゃないかと。

ないかな、というような感じで見てまいりましたが、皆さまのご意見もお聞かせいただければと思います。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受173について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受181について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

**(第1号議案・収受181 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受181について、担当の米倉委員、説明願います。

(米倉委員) はい。先日3月19日に私と栗原委員、事務局2名で現地調査に行つてまいりました。地図は7ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

畑の道路沿いの方には樹木が、ツツジか何かだと思うのですが植わつてまして、これは道路沿いなので目隠し用ということで、そこは抜根しないでそのままにしています。その内側の方が●●×●●アールぐらゐの畑でして、ちょうど手前の方はマルチを剥がした状態の所と、その右奥側がきれいなうなつてありまして、こちらの方では根菜類と葉物を主に自家用として作らうとされているそうです。畑もそんなに広い訳ではないですし、自宅も歩いて30秒ぐらゐの所にありますので、目の行き届く範囲できちんと管理できるかなと思われまゐす。特に問題はないかなと思ひまゐす。以上です。

(議長) ただいま、事務局と米倉委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、収受181について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受185について、事務局、説明願ひまゐす。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

**(第1号議案・収受185 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受185について、担当の栗原委員、説明願ひまゐす。

(栗原委員) はい。地図は8ページをご覧ください。19日に米倉委員、および事務局2名、計4名で現地を確認してまいりました。

**(現地案内図 説明)**

まず最初に今回購入される〇〇さんについてですが、ここ2、3年、〇〇さんの案件が何回か

農業委員会に上がって来ていまして、その都度ほぼ私が担当しているのですが、〇〇さんは五日市駅前の●●●●●という●●●●●さんです。それがメインのお仕事なのですが、農業の方もやりたいということで、近年いろいろの農地を購入されたりしていまして、面積の方がかなり増えています。今回も本業の●●●●●と絡んでいるのですが、この現地のすぐ右側の家とセットになっていまして、そこの農地の部分だけを〇〇さんがご自分で購入するという形だそうです。現地の方は現状、ちょっと草が生えていたのかなと、もう冬で枯れた草がうっすらとある感じではあったのですが、耕耘さえすればすぐにでも使えるような状態になっていました。こちらには果樹を植えていきたいというようなお話のようです。面積的にも非常に狭い所ですし、果樹も2～3本植えたらおしまいかなというような所なので、特段問題はないかと思います。〇〇さんとお父さんの面積を足した、〇〇家の面積がこちらになっているのですが、ご自宅周りで購入された農地以外はほとんど山間部だったり、川の斜面の所だったり、農作業的にはかなりやりにくい所が非常に多くて、その辺りはほとんどみんな果樹というような形で、聞いております。ここも面積は狭いですし、同じように生産していただけるのではないかと思います。以上になります。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(平野委員) この〇〇さんは収穫したものを、どのようにしているのでしょうか？

(栗原委員) 基本は自家消費なのですが、あとは多分仕事関係があるので、そちらに配ったりとかそんな形になるようなことは、前に伺った時には聞いています。

(平野委員) はい、分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、収受185について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和6年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

#### (第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。先日3月19日に堀江職務代理と事務局、3名で現地調査に行っていました。地図は9ページをご覧ください。

#### (現地案内図 説明)

こちらの場所の西側にはハウスが、骨組みはまだしっかりしているのですが、ビニールが張られていないハウスがあるのと、もう一部分はネギ等耕作されていました。あと南側の中央部分は植木、ツバキかなと思いますが、植木が植わっていて、残りの部分は耕耘されていました。

継続して利用されていることが分かりました。以上でございますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

#### (第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2の雨間分について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。同じく3月19日に同じメンバーで見てまいりました。地図は10ページをご覧ください。

#### (現地案内図 説明)

こちらは稲作、稲の切り株があって、稲作を続けられている痕跡がありました。継続して利用されていることが確認できました。以上です。ご審議をお願いいたします。

(議長) 続きまして、番号2の上ノ台、伊奈分について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) はい。それでは説明させていただきます。3月19日に事務局と大福委員と私の3人で現地の確認に行つてまいりました。全部で8ヶ所あります。まず、地図は11ページをご覧ください。

#### (現地案内図 説明)

畑①は果樹が植わってまして、栗と梅、下草もなく、きれいに管理されているようです。あと一部に農作業の機械等を入れる小屋と言いますか、物置のようなものが置いてありました。続いて畑②ですが、畑①のすぐ北側、石垣があって、段上になります。ノラボウとソラマメが一部植わっていましたが、他はこの時期ということもありまして、何も植わってない状況です。ただ草等はさほど目立ったものはなく、きれいに管理されていると思います。続いて畑③ですが、こちらは栗、柿、お茶等がありました。ただ栗に関しては、ちょっと半分枯れているような木もあり、やや手入れができてない部分があるのかなと思いましたが、柿に関してはさほどそういう部分は見受けられませんでした。続いて更に北側の畑④ですが、ここも春に向けた準備ということで、ほとんどの部分が何も作付けされておりましたが、草等はなくすぐにでも作付けできる状況で、一部にノラボウとタマネギが植わっておりました。続きまして畑⑤と畑⑥ですが、同じ11ページの左端の方になります。まず畑⑤ですが、これはちょうどきれいに耕耘したばかりというような感じで、すぐにでも作付けできる状態でした。また畑⑤ですが、こちらは植木が植えてありまして、1種類はサルスベリだと思っておりますが、もう1種類に関しては、ちょっと私には分かりませんでした。あとキュウリの棚のようなものが、今は作っていないものですから、多分畑⑥で作ったキュウリの棚を一部、植木のある畑の方に置いてありました。

畑⑤も下草等はさほど目立ったものはなく管理されているように感じました。続いて12ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

この畑⑦と畑⑧はほぼ一体で使われているようでして、一部タマネギが植わっていました。また、今、ユンボが置いてありまして、かなり畑はきれいになっているのですが、多分そのユンボできれいにしたのではないかと、現地確認をしたところではそう感じました。もう少し耕耘等すれば作付けはできるのではないかと思います。以上です。ご審議の程よろしくお願いたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員、山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(大福委員) 私も現地確認を一緒にさせていただきましたが、前回から見て変わらず作付けされているのですが、〇〇さんは●●の方ですので、なかなかちょっと遠い距離、一生懸命来ていただいているものと思います。遠いですが、しっかりご自分で来ていただいて、作業していただければと思います。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和6年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る3月19日に事務局2名と嶋崎委員の4名で現地を確認いたしました。場所につきましては、13ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

当該地につきましては、数年はどうも作付けはされていなかったように見受けられますが、きれいに草は刈られております。数回耕耘すれば作付け可能と思われます。借受人である〇〇さんはすでに●町歩近く耕作されていることから、耕作地拡大については少し気になるころはありますが、秋川ファーマーズセンターへも毎日多くの品目を出荷されておりますので、

問題はなかろうかと考えます。よろしくご審議の程お願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

**(第3号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。3月19日に小川委員と事務局と私、計3名で現地を確認してまいりました。地図は14ページになります。

**(現地案内図 説明)**

現地の栽培状況ですが、敷地の奥の方はオクラが採った後、残されているような状況で、ほとんどはノラボウが栽培されております。良好に耕作されていると思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

**(第3号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。同じく3月19日に長濱委員と事務局と計3名で、現地確認に行つてまいりました。地図は15ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

●反以上ある結構広い畑ですが、きれいに耕耘してあり、いつでも使えるように整備されておりました。車を止める位置と思われる所に多少マルチ等の使用済みの物が置いてありましたが、片付ければ問題ないと思いますので、このまま使用可能と思われます。以上です。



(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、4月25日、木曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時16分